



県章

山形県公報

平成25年9月27日(金)

第2482号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県水資源保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境企画課) ……1036

告 示

○山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……1041

○生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同

○内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定……………(水産課) ……1042

○地籍調査事業計画の決定……………(農村整備課) ……同

○道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……1043

○同……………(同) ……1044

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……1045

○一般国道の供用の開始……………(同) ……同

○県道の供用の開始……………(同) ……同

○同……………(同) ……1046

○同……………(同) ……同

○道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

○同……………(同) ……同

○公共測量の実施の通知……………(用地課) ……1047

○同……………(同) ……同

○開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

○同……………(置賜総合支庁建築課) ……1048

公安委員会関係

告 示

○指定講習機関の名称等変更の届出……………同

○運転免許取得者教育に係る施設の名称変更の届出……………同

公 告

○山形県人事行政の運営等の状況の公表……………(人事課) ……1049

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……1076

○県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同

○同……………(庄内総合支庁建築課) ……1079

規 則

山形県水資源保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第80号

山形県水資源保全条例施行規則の一部を改正する規則

山形県水資源保全条例施行規則（平成25年3月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び当該」を「及びその周辺の区域並びに当該」に、「集水区域（）」を「集水区域及びその周辺の区域（）」に、「当該集水区域」を「当該集水区域及びその周辺の区域」に改める。

第4条の次に次の3条を加える。

（水資源保全地域における土地取引等の事前届出）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、地役権、質権及び使用貸借による権利とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした地形図

（2）土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

4 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項は、土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況とする。

5 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人である場合

（2）土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合

（3）電柱（支柱、支線等を含む。以下同じ。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合

6 条例第10条第7項の規定による変更の届出は、別記様式第2号による変更届出書を提出して行うものとする。

7 前項の変更届出書には、当該変更に係る第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（水資源保全地域における開発行為の事前届出）

第6条 条例第11条第1項の規則で定める土地の形質の変更は、土石の採取、鉋物の掘採、土地の開墾、盛土、切土及び土砂の堆積とする。

2 条例第11条第1項の地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

（1）地下水又は地表水を取水するための設備の設置

（2）建物その他の工作物の新築、改築又は増築

（3）立木の伐採

3 条例第11条第1項の規定による届出は、別記様式第3号による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）開発行為を行おうとする位置を示す図面

（2）開発行為を行おうとする土地の区域の状況を明らかにした図面及び写真

（3）開発行為に係る平面図、立面図、断面図、構造図その他の開発行為の施行方法の表示に必要な図面

5 条例第11条第1項第4号の規則で定める事項は、開発行為に着手しようとする日及び開発行為の完了の予定日とする。

6 条例第11条第2項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する行為若しくは同項第3号に該当する場合に係る行為、同法第10条の8第1項の規定による届出を要する行為若しくは同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為、同法第34条第1項の規定による許可を要する行為、同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為、同条第2項の規定による許可を要する行為若しくは同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為又は同法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出を要する行為

- (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可を要する行為
 - (3) 山形県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年3月県条例第16号）第7条第1項の規定による届出を要する行為又は同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為
- 7 条例第11条第2項第6号の規則で定める場合は、次に掲げる行為を行う場合とする。
- (1) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築
 - (2) 建物その他の工作物の補修等通常の管理行為
- 8 条例第11条第6項の規定による変更の届出は、別記様式第4号による変更届出書を提出して行うものとする。
- 9 前項の変更届出書には、当該変更に係る第4項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
（身分証明書の様式）
- 第7条 条例第12条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第5号によるものとする。
附則の次に次の5様式を加える。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

水資源保全地域内土地取引等届出書

山形県水資源保全条例第10条第1項の規定により、山形県 地区水資源保全地域内における土地売買等の契約を締結する予定のため、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

土地の所有権等の移転 又は設定をしようとする者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	
	職業	
土地の所有権等の移転 又は設定を受けようとする者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	
	職業	
<input type="checkbox"/> 未定		
契約に係る権利の種別 及び内容	種別： <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利	
	内容： <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定	
	所有権以外の場合 で存続期間を定める 場合	存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定あり（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未定	

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

水資源保全地域内開発行為届出書

山形県水資源保全条例第11条第1項の規定により、山形県 地区水資源保全地域内において開発行為を行う予定のため、次のとおり届け出ます。

目 的						
行 為 地	郡 市	町 村	大 字	字 番	地 目	面積 m ²
開発行為の種類 及 び 内 容	種類		内容			
	□土地の形質の変更		□土石の採取 □鉱物の掘採			
			採取（掘採）方法	□露天掘 □坑道掘 □その他（ ）		
			採取（掘採）量			
			採取（掘採）設備			
	□土地の開墾		□土地の開墾			
			施 行 設 備			
	□地下水等の取水設備の設置		□地下水		揚水機の吐出口の断面積	m ²
			□地表水		平均1日採取（予定）量	m ³ /日
			□建物 □その他の工作物（ ）			
□建物その他の工作物の新築等		□新築 □改築 □増築				
		敷地面積				
		規模・構造				
□立木の伐採		樹 種				
		伐採種別	□主伐（□皆伐 □単木択伐 □塊状択伐） □間伐			
		伐採面積				
施 行 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称			電話番号		
開発行為に着手しようとする日		年 月 日				
開発行為の完了の予定日		年 月 日				
備 考						

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、() 内に必要な事項を記入すること。
- 2 「備考」の欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を要するものである場合にその旨を記入すること。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

水資源保全地域内開発行為変更届出書

山形県水資源保全条例第11条第1項の規定により山形県 地区水資源保全地域内における開発行為に関し届出た事項に変更があったので、同条第6項の規定により次のとおり届け出ます。

開発行為届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の事項		
変更内容	変更前	変更後

様式第5号

(表)

第 号	身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 </div>	所属	
	職名	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
<p>上記の者は、山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第12条第2項の規定により立入調査等を行うことができる者であることを証明する。</p>		
	年 月 日	
	山形県知事	印

(裏)

山形県水資源保全条例抜すい

(報告の徴収及び立入調査)

- 第12条 知事は、第10条第1項若しくは第7項の規定による届出をすべき者又は前条第1項若しくは第6項の規定による届出をすべき者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る土地売買等の契約又は開発行為に関する事項について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地売買等の契約に係る土地又は開発行為に係る土地に立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発行為に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第866号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 長井市野川地区水資源保全地域
(2) 区 域 長井市7林班から23林班まで
- 2 (1) 名 称 遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域
(2) 区 域 飽海郡遊佐町8林班ろ小班、24林班、25林班い小班及びは小班、26林班は小班、27林班から43林班まで並びに44林班い小班
- 3 (1) 名 称 遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域
(2) 区 域 飽海郡遊佐町47林班から49林班まで及び59林班から65林班まで
- 4 (1) 名 称 遊佐町白井地区水資源保全地域
(2) 区 域 飽海郡遊佐町68林班から70林班まで

山形県告示第867号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ひまわりデンタルクリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市松栄一丁目2番31号	平成25. 7. 1
なりはら歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市陣場新田字日渡579番地の3	同

山形県告示第868号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項を次のとおり定めた。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	免許の内容たるべき事項				地元地区
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	
内 区 第1号	第二種 区画漁業	こい養殖業	周 年	南陽市高梨工籍地籍 12 番ほか9筆 古峯原沼	南 陽 市
内 区 第2号	同	同	同	東置賜郡川西町大字大舟字逆沢地内 逆沢堤	東置賜郡 川 西 町
内 区 第3号	同	じゅんさい 養殖業	同	村山市大字富並字大谷地 4845 番地 じゅんさい沼	村 山 市
内 区 第4号	同	こい養殖業	同	同 大字大楨地内 玉の木溜池	同
内 区 第5号	同	にじます 養殖業	同	東根市大字羽入地内 小見川水源地及びその下流 205 メートルまでの小見川	東 根 市
内 区 第6号	同	こい養殖業	同	最上郡舟形町大字長者原地内 溜池	最 上 郡 舟 形 町
内 区 第7号	同	同	同	東置賜郡高畠町大字高安字清水前 5 番 2 清水ヶ原溜井	東置賜郡 高 畠 町
内 区 第8号	同	同	同	米沢市三沢字川筋参 26127 番 1 片子温水溜池	米 沢 市

2 免許予定日 平成26年1月1日

3 申請期間 告示の日から平成25年10月31日まで

4 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

山形県告示第869号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字二位田、大字長谷堂、大字谷柏元下谷柏、東二位田、大字前明石、鑄物町、長町、境田町、沖町、大字見崎、高田、藤治屋敷、馬合、馬洗場、下田、三社、塚野目、北田、南田、大字中野、大字谷柏元上谷柏、大字津金沢、大字中野目、大字灰塚、大字菅沢、百目鬼、大字柏倉、大字門伝及び大字村木沢の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成26年3月31日まで
鶴 岡 市	大網、添川、鷺畑、越沢及び東堀越の各一部	同
酒 田 市	山谷及び山谷新田の各一部	同
上 山 市	松山三丁目、長清水、永野及び高野の各一部	同
長 井 市	成田、森及び宮の各一部	同
東 根 市	長瀬の一部	同
尾 花 沢 市	大字鶴子、大字上柳渡戸、大字下柳渡戸、大字尾花沢、大字延沢及び大字細野の各一部	同
南 陽 市	三間通、宮内及び蒲生田の各一部	同
大 江 町	大字柳川の一部	同
最 上 町	大字富澤及び大字堺田の各一部	同
戸 沢 村	大字古口の一部	同
川 西 町	大字小松、大字下小松及び大字中小松の各一部	同
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

山形県告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市万世町片子字梓山街道南5441番6から	同 館山四丁目6510番まで	旧	36.5メートル	6,369メートル
			7.8	
米沢市窪田町小瀬字大明神581番2から	同 館山四丁目6510番まで	旧	74.0メートル	6,762メートル
			10.5	
米沢市窪田町窪田字東元屋敷149番4から	同 館山四丁目6510番まで	新	74.0メートル	7,372メートル
			10.5	

山形県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市門東町三丁目991番4から	同 成島町二丁目2921番3まで	旧	39.5メートル	3,319メートル
			6.7	
米沢市成島町二丁目2917番3から	同 2921番3まで	新	16.5メートル	26メートル
			15.0	

山形県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市信夫町5644番から	同 5645番まで	旧	13.5メートル	12メートル
			8.0	
米沢市門東町三丁目974番1から	同 信夫町5645番まで	新	21.6メートル	1,912メートル
			11.2	

山形県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市中央七丁目3606番から 同 上まで	旧	9.7メートル } 9.7	メートル 17
米沢市成島町三丁目2758番1から 同 中央七丁目3606番まで	新	23.0メートル } 5.8	メートル 1,890

山形県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 綱木米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市門東町三丁目991番4から 同 駅前二丁目2155番3まで	旧	31.0メートル } 9.0	メートル 1,362
米沢市門東町三丁目991番4から 同 駅前三丁目2133番1まで	新	31.0メートル } 10.7	メートル 1,521

山形県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町窪田字東元屋敷149番4から
同 舘山四丁目6510番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月27日

山形県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 米沢市門東町三丁目974番1から
同 信夫町5645番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月27日

山形県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢浅川高島線
- 2 供用開始の区間 米沢市成島町三丁目2758番1から
同 中央七丁目3606番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月27日

山形県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 綱木米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市門東町三丁目991番4から
同 駅前三丁目2133番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月27日

山形県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曾根字上中割73番3から 同 37番4まで	旧	14.8メートル } 8.8	235メートル
同 上	新	49.2メートル } 15.8	同 上

山形県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月27日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曾根字郷野目端20番から 同 漆曾根字上田元164番1まで	旧	14.0メートル } 4.6	370メートル
同 上	新	14.0メートル } 4.6	同 上
酒田市上野曾根字郷野目端48番1から 同 漆曾根字上田元164番1まで		35.4メートル } 16.8	287メートル

山形県告示第881号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
新庄市大字昭和から最上郡金山町大字飛ノ森地域（新庄金山地区）
最上郡最上町大字塚田から新庄市大字鳥越地域（最上東部地区）
- 公共測量を実施する期間
平成25年8月3日から平成26年1月15日まで
- 作業の種類
公共測量（空中写真測量、MMS計測、簡易水準測量、数値図化）

山形県告示第882号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町大字小渡から西置賜郡小国町大字松岡地域
- 公共測量を実施する期間
平成25年9月6日から同年12月20日まで
- 作業の種類
公共測量（空中写真測量、数値図化、MMS、航空レーザ計測、水準測量）

山形県告示第883号

次の開発行為は、完了した。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
平成25年8月6日 指令村総建第193号
- 開発区域に含まれる地域の名称
上市市仙石字藤沼769番3、767番1、上市市仙石字糸目尻409番1、409番乙号、409番丙号、410番1、410番7、411番1、412番、414番、415番1、533番5、533番6
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
天童市鎌田一丁目13番1号
野口鉱油株式会社

山形県告示第884号

次の開発行為は、完了した。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
平成25年1月30日 指令置総建第57号
- 開発区域に含まれる地域の名称
西置賜郡白鷹町大字鮎貝5824番1、5824番3、5824番4、5824番7、5825番
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
西置賜郡白鷹町大字鮎貝5820番地の3
白鷹運送株式会社

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第9号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年9月27日

山形県公安委員会
委員長 中 山 眞 一

届出をした者の 氏名又は名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
株式会社マツキ	特定講習の業務を行う 事務所の名称	長井自動車学校	マツキドライビングスクール長井校
同 上	同 上	山形中央自動車学校	マツキドライビングスクール山形中央校
同 上	同 上	さくらんぼドライビ ングスクール	マツキドライビングスクールさくらんぼ校
株式会社松岬自 動車学校	同 上	松岬自動車学校	マツキドライビングスクール米沢松岬校

山形県公安委員会告示第10号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年9月27日

山形県公安委員会
委員長 中 山 眞 一

届出をした者の 氏名又は名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
株式会社マツキ	運転免許取得者教育に 使用する施設の名称	太陽自動車学校	マツキドライビングスクール太陽校
同 上	同 上	赤湯自動車学校	マツキドライビングスクール赤湯校
同 上	同 上	長井自動車学校	マツキドライビングスクール長井校

同 上	同 上	山形中央自動車学校	マツキドライビングスクール山形中央校
同 上	同 上	白鷹自動車学校	マツキドライビングスクール白鷹校
同 上	同 上	村山自動車学校	マツキドライビングスクール村山校
同 上	同 上	さくらんぼドライ ビングスクール	マツキドライビングスクールさくらんぼ校
株式会社松岬自 動車学校	同 上	松岬自動車学校	マツキドライビングスクール米沢松岬校

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成24年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

(1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度からは「山形県行財政改革大綱」、平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」、また平成22年度からは「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

イ 職員数の状況 各年4月1日現在（人）

区 分	平成23年度	平成24年度	増 減	(参考) 平成10年度	24年度-10年度
知事部局	6,370	6,295	▲ 75	7,898	▲ 1,603
		(注)3 6,309	▲ 61	—	—
一般会計	4,259	4,216	▲ 43	5,229	▲ 1,013
		(注)3 4,230	▲ 29	—	—
企業特別会計	157	157		186	▲ 29
病院事業特別会計	1,954	1,922	▲ 32	2,483	▲ 561
議会事務局	30	30		33	▲ 3
選挙管理委員会事務局	4	4		4	
監査委員事務局	16	16		16	
人事委員会事務局	16	16		16	
海区漁業調整委員会事務局	1	1		2	▲ 1
警察本部	2,317	2,323	6	2,247	76
警察官	1,978	1,985	7	1,867	118
その他	339	338	▲ 1	380	▲ 42
教育委員会	11,066	10,968	▲ 96	12,482	▲ 1,514
		(注)3 10,969	▲ 97	—	—
教育庁	270	271	1	338	▲ 67
		(注)3 272	2	—	—
小・中学校	7,361	7,243	▲ 118	8,331	▲ 1,088
特別支援学校	951	984	33	786	198
高等学校	2,484	2,470	▲ 14	3,027	▲ 557
合 計	19,820	19,653	▲ 167	22,698	▲ 3,045
		(注)3 19,668	▲ 152	—	—

- (注) 1 企業管理者、病院事業管理者を除きます。
 2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。
 3 破線で区切られた枠の下段は震災復興支援に係る別枠定数を含みます。

ロ 採用者数の状況 (人)

区 分	平成23年度	平成24年度	増 減
知事部局	177	136	▲ 41
一般会計	99	81	▲ 18
企業特別会計	2	2	
病院事業特別会計	76	53	▲ 23
議会事務局			
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			
人事委員会事務局		1	1
海区漁業調整委員会事務局			
警察本部	82	107	25
警察官	75	101	26
その他	7	6	▲ 1
教育委員会	210	211	1
教育庁	3	2	▲ 1
小・中学校	144	142	▲ 2
特別支援学校	27	30	3
高等学校	36	37	1
合 計	469	455	▲ 14

(注) 再任用職員を除きます。

ハ 退職者数の状況 (人)

区 分	平成23年度	平成24年度	増 減
知事部局	208	228	20
一般会計	124	137	13
企業特別会計		2	2
病院事業特別会計	84	89	5
議会事務局	1		▲ 1
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			
人事委員会事務局	1	1	
海区漁業調整委員会事務局			
警察本部	103	67	▲ 36
警察官	96	61	▲ 35
その他	7	6	▲ 1
教育委員会	308	389	81
教育庁	4	9	5
小・中学校	197	252	55
特別支援学校	17	29	12
高等学校	90	99	9
合 計	621	685	64

(注) 再任用職員を除きます。

ニ 再任用者数の状況

区 分	平成23年度		平成24年度	
	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間
知事部局	72	16	75	13
一般会計	67	16	71	13
企業特別会計	4		3	
病院事業特別会計	1		1	
議会事務局				
選挙管理委員会事務局				
監査委員事務局				
人事委員会事務局				
海区漁業調整委員会事務局				
警察本部	18	2	18	2
警察官	14	2	15	2
その他	4		3	
教育委員会	67	4	78	5
教育庁	4	2	5	2
小・中学校	4		8	
特別支援学校	6		6	
高等学校	53	2	59	3
合 計	157	22	171	20

(2) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（平成24年度）

(イ) 普通会計決算

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	前年度の 人件費率
千円	千円	千円	%	%
577,462,412	3,353,233	159,067,865	27.5	26.7

(ロ) 企業特別会計決算

歳出額	
	うち人件費
千円	千円
7,398,499	1,354,770

(ハ) 病院事業特別会計決算

歳出額	
	うち人件費
千円	千円
34,319,423	20,073,503

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

ロ 職員給与費の状況（平成25年度当初予算）

(イ) 普通会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
17,239 (20)	千円 75,051,854	千円 12,013,963	千円 25,761,665	千円 112,827,482	千円 6,545

(ロ) 企業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
157人 (0)	千円 639,612	千円 182,511	千円 222,311	千円 1,044,434	千円 6,652

(ハ) 病院事業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
1,928人 (0)	千円 8,221,534	千円 3,674,590	千円 2,896,272	千円 14,792,396	千円 7,672

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成24年4月1日現在）

区 分	給料月額	年 齢
	給与月額	
一 般 行 政 職	348,900 円	44歳2月
	431,200 円	
警 察 職	336,200 円	41歳0月
	454,500 円	
高 等 学 校 教 育 職	387,200 円	44歳11月
	429,800 円	
小 中 学 校 教 育 職	393,400 円	46歳5月
	427,400 円	
技 能 労 務 職	326,600 円	44歳10月
	369,500 円	

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10年	15年	20年
一 般 行 政 職	大 卒	261,300円	317,000円	367,300円
	高 卒	220,100円	263,000円	315,400円
警 察 職	大 卒	283,200円	342,900円	378,000円
	高 卒	250,700円	298,500円	340,300円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	302,700円	361,300円	398,200円
	高 卒	—円	—円	322,100円
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	306,300円	357,900円	394,500円

技能 労務職	高卒	227,000円	260,100円	303,300円
-----------	----	----------	----------	----------

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成24年4月1日現在）

区分(注1)	標準的な職務内容(注2)	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事・技師	330人	8.2%	7.8%	8.3%
2 級	主事・技師	307人	7.7%	7.5%	6.7%
3 級	係長	534人	13.3%	16.5%	19.5%
4 級	業務名を冠する主査	1,137人	28.4%	26.5%	18.2%
5 級	課長補佐	1,144人	28.5%	26.8%	25.7%
6 級	課長	353人	8.8%	10.0%	15.9%
7 級	主管課長	127人	3.2%	3.0%	3.9%
8 級	部次長	59人	1.5%	1.5%	1.4%
9 級	部長	16人	0.4%	0.4%	0.4%
計		4,007人	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

ヘ 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		県 職 員	国家公務員
一 般 行 政 職	大 卒	172,200円	総合職 172,557(181,200)円 一般職 163,987(172,200)円
	高 卒	140,100円	133,418(140,100)円
警 察 職	大 卒	197,200円	190,460(200,000)円
	高 卒	158,100円	153,797(161,500)円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	192,800円	—
	高 卒	148,800円	—
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	192,800円	—
	高 卒	148,800円	—

(注) 国家公務員（ ）内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

区 分		合 計	一般行政職	警察職	高等学校 教 育 職	小中学校 教 育 職	技能労務職
平成24年度	職員数 (A)	15,946人	4,215人	1,960人	2,731人	6,496人	544人
	昇給した職員数 (B)	14,510人	3,620人	1,745人	2,557人	6,057人	531人
	比率 (B/A)	91.0%	85.9%	89.0%	93.6%	93.2%	97.6%
平成23年度	職員数 (A)	16,050人	4,262人	1,954人	2,716人	6,568人	550人
	昇給した職員数 (B)	14,773人	3,748人	1,735人	2,567人	6,180人	543人
	比率 (B/A)	92.0%	87.9%	88.8%	94.5%	94.1%	98.7%

(ロ) 企業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
平成24年度	職員数 (A)	157人	145人	12人
	昇給した職員数 (B)	147人	135人	12人
	比率 (B/A)	93.6%	93.1%	100.0%
平成23年度	職員数 (A)	157人	145人	12人
	昇給した職員数 (B)	146人	134人	12人
	比率 (B/A)	93.0%	92.4%	100.0%

(ハ) 病院事業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	医療職(1) (注1)	医療職(2) (注2)	医療職(3) (注3)	技能労務職
平成24年度	職員数 (A)	1,861人	123人	177人	210人	1,242人	109人
	昇給した職員数 (B)	1,742人	116人	166人	186人	1,167人	107人
	比率 (B/A)	93.6%	94.3%	93.8%	88.6%	94.0%	98.2%
平成23年度	職員数 (A)	1,865人	124人	175人	209人	1,245人	112人
	昇給した職員数 (B)	1,775人	117人	167人	194人	1,186人	111人
	比率 (B/A)	95.2%	94.4%	95.4%	92.8%	95.3%	99.1%

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

チ 時間外勤務手当の状況

(イ) 普通会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成24年度	3,719,099千円	222千円
平成23年度	3,789,995千円	225千円

(ロ) 企業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成24年度	60,865千円	412千円
平成23年度	66,392千円	449千円

(ハ) 病院事業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成24年度	1,596,913千円	845千円
平成23年度	1,495,158千円	793千円

リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成24年度）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分	1.35月分	2.55月分
	(0.65月分)	(0.75月分)	(1.40月分)
勤勉手当	0.60月分	0.60月分	1.20月分
	(0.30月分)	(0.30月分)	(0.60月分)
計	1.80月分	1.95月分	3.75月分
	(0.95月分)	(1.05月分)	(2.00月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

- (注) 1 () 内は、再任用職員の支給割合です。
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヌ 地域手当の状況（平成24年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の支給率
東京都特別区	18人	18%	18%
大阪市	4人	15%	15%
名古屋市	3人	12%	12%
仙台市	10人	6%	6%
多賀城市	1人	3%	3%
医師	245人	15%	15%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	平成24年度普通会計決算 平成24年度病院事業特別会計決算	668,871円 888,063円	

（注）企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成24年4月1日現在）

区分	県職員	国家公務員
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 53,000円	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 24,500円

（注）企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（平成24年4月1日現在）

(イ) 普通会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	34.7%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	134,085円	
手当の種類（手当数）	30	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当 5 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当
	支給職員数の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当

（注）代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

(ロ) 企業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	58.6 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	38,915 円
手当の種類（手当数）	2
手当の名称	危険作業手当 用地等交渉業務手当

(ハ) 病院事業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	60.7 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	236,620 円
手当の種類（手当数）	6
手当の名称	防疫作業手当 夜間看護業務手当 緊急呼出救急業務等手当 放射線照射作業手当 汚物等処理事業手当 分べん介助・診療応援手当

ワ 退職手当の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	県 職 員		国 家 公 務 員		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支 給 率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度額（注1）	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 （注2）	（一般職員） 25,914千円	（全 体） 25,735千円			

- (注) 1 国の職員と同様の制度となっています。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。
 なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレス指数の推移

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
100.2	100.4	100.4	100.1	100.0	108.7 (100.5)

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。
 2 平成24年度（ ）内は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
		減 額 前	減 額 後
給 料	知事	1,212,000円	909,000円
	副知事	933,000円	788,400円
	企業管理者	699,000円	641,400円
	病院事業管理者	699,000円	641,400円
	代表監査委員	606,000円	556,100円
議 員 報 酬	議長	867,000円	－円
	副議長	774,000円	－円
	議員	746,000円	－円

区 分		年間支給割合	
期 末 手 当	知事	6月期 12月期 計	1.375月分 1.475月分 2.85月分
	副知事		
	企業管理者		
	病院事業管理者		
	代表監査委員		
	議長	6月期 12月期 計	1.375月分 1.475月分 2.85月分
	副議長		
議員			

（参考） 特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、知事等及び一般職について平成29年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年3月31日で終了）。

具体的な給与等の削減率は次のとおりです。

給与等の削減率（平成24年4月1日現在）

区 分		削 減 率					
		平成14年 4月から	平成17年 4月から	平成18年 4月から	平成20年 4月から	平成21年 12月から	平成22年 12月から
議 員 報 酬	議 長	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左
	副議長	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左
	議 員	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左
知 事 等 の 給 料	知 事	▲ 15 %	▲ 20 %	同 左	▲ 22 %	▲ 23 %	▲ 25 %
	副知事	▲ 8 %	▲ 10.5%	同 左	▲ 12.5%	▲ 13.5%	▲ 15.5%
	企業管理者	▲ 2.5%	▲ 3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	▲ 8.25%
	病院事業管理者	▲ 2.5%	▲ 3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	▲ 8.25%
	代表監査委員	▲ 2.5%	▲ 3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	▲ 8.25%
教 育 長 の 給 料		▲ 2.5%	▲ 3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	▲ 8.25%
一 般 職 の 給 与	管理職手当	▲ 10 %	▲ 13 %	同 左	▲ 18 %	同 左	同 左

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

区 分	要 件 及 び 日 数	
年次有給休暇	一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）	
結核要療養休暇	健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内	
忌引休暇	配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間 例) 配偶者：10日、子：5日、父母：7日	
産前産後休暇	産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間 産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内	
特別休暇	災害等	風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間
		風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間
		交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間
		異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
負傷・疾病等	負傷又は疾病の場合：90日以内の期間	
	高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間	
	負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間	
	負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間	
妊娠・出産等	妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内	
	妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内	
	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間	
	妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内	
育児等	妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内	
	職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間	
	小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合、①子の看護を行う場合：5日以内、②子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合：必要と認められる期間	

	家族看護等	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他人事委員会が定める家族の世話のため勤務をしないことが相当であると認められる場合、①要介護者の世話を行う場合：5日以内、②人事委員会が定める家族の世話を行う場合：5日以内
	冠婚葬祭	婚姻した場合：7日以内
		父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日
	その他	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：必要と認められる期間
		職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間
		職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：5日以内（ただし、東日本大震災の被災者支援活動を行う場合：7日以内）
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務をしないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間		
職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務をしないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間		
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間（無給）	

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分状況（平成24年度）

(人)

処分内容の別	免職	休職	降任	降給	計
任命権者					
知事部局		47			47
企業局		8			8
病院事業局		17			17
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部		8			8
教育委員会		145			145
計		225			225

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

ロ 懲戒処分の状況（平成24年度）

（人）

処分内容の別	免職	停職	減給	戒告	計
任命権者					
知事部局		1	1	4	6
企業局					
病院事業局				3	3
議会事務局				1	1
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部					
教育委員会	2	2	6	11	21
計	2	3	7	19	31

（注） 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(5) 職員の服務の状況

イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

◇地方公務員法

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律又は条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- 研修を受ける場合
- 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
- 他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合
- 国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合
- 職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し地方公務員法第49条の2に基づき不服申立て等をする場合

ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

◇地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。

c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

(n) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

- 部局長等が、第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合
- 県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合
- 職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

ハ 休業等制度

(イ) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

c 育児短時間勤務

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。

(b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

(ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(ハ) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあつては2年間、国際貢献活動のための休業にあつては3年間休業することができる。

b 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科、大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程とされている。

c 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものとされている。

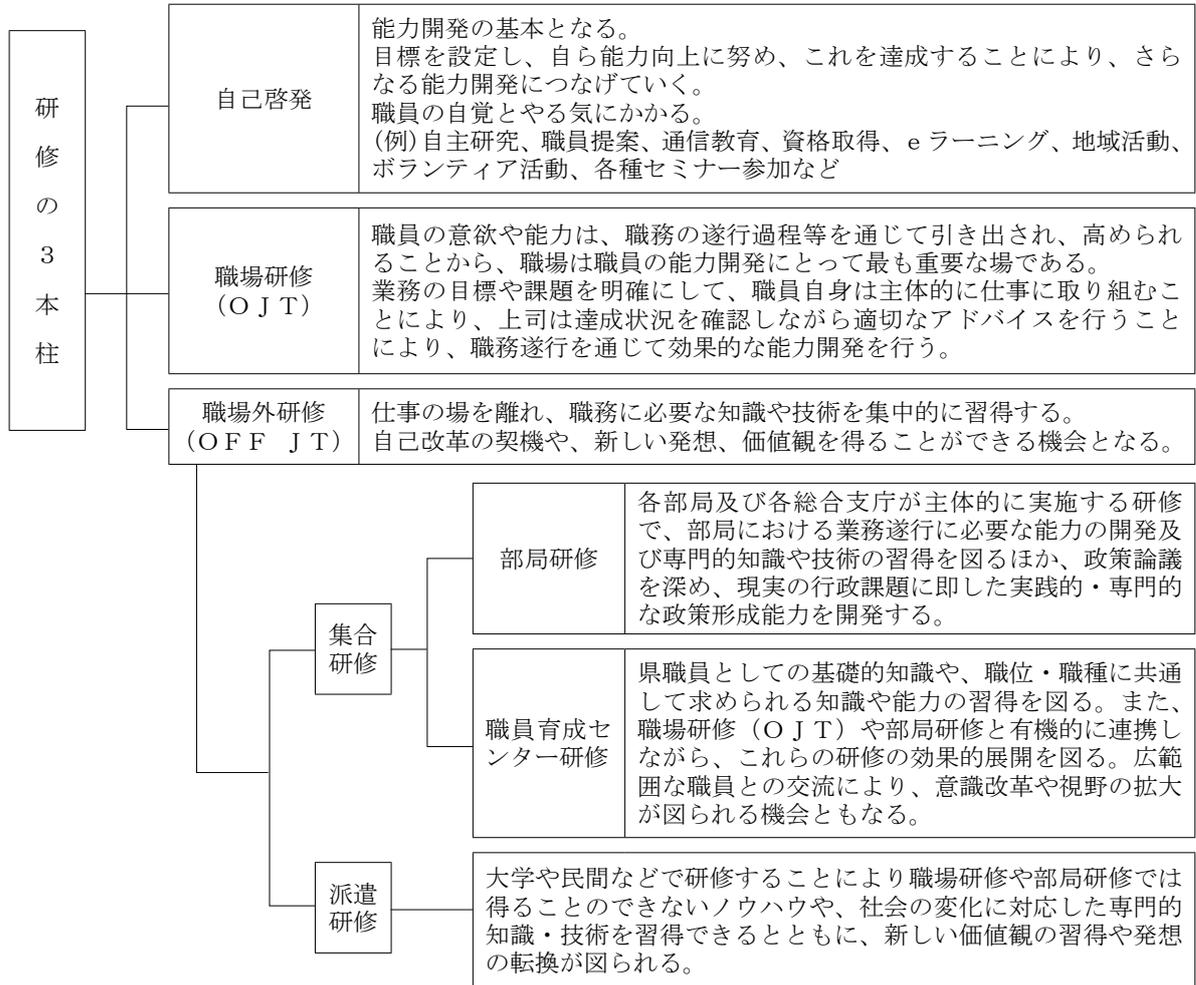
d 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成24年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員育成センター研修の体系

- ・ 基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

研修名	研修目的
新規採用職員研修（一般職・前期）	新規採用職員が、県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。
新規採用職員研修（看護職）	
新規採用職員研修（一般職・後期）	
主事・技師級研修	中堅職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
現業職員研修	現業職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
係長級昇任準備研修	係長級昇任を控えた職員が、仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。
主査級研修	主査級昇任者が、県民視点に立った業務遂行能力を身につける。
課長補佐級研修	課長補佐級昇任者が、職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。
課長級研修	課長級昇任者が、行政目標に沿った組織管理能力を身につける。
課長級3年目研修	課長級昇任後3年目の職員が、組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。
部長・次長級研修	部長及び次長級職員が、組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。

・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

コース名	研修目的
政策形成力コース	政策形成能力の向上
県民・地域連携コース	民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上
組織力向上コース	組織力を高めるための能力の向上
業務遂行力向上コース	業務への責任感と積極的な遂行力の向上

・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

5 講座開講

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 基本研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
新規採用職員研修 (一般職・前期)	県職員としての基本的心構え・基礎的知識を身に付けるとともに、参加・体験型研修により社会の規律や自己の責務を自覚する。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> * 基本的心構え <ul style="list-style-type: none"> ・ 服務と倫理 ・ 接遇 * 基礎的知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書事務、法制執務 ・ 県の概況 * 知事講話 	97
新規採用職員研修 (一般職・前期 体験実習)	東日本大震災の被災地における被災者支援、宮城県職員との対話を通して、県政運営の基本姿勢である「民間（住民やボランティア）の視点」、「現場主義」や「共同作業の重要性」を実体験し、社会の規律や自己責任を自覚する。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> * 体験実習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場体験（被災地支援） ・ 講話 ・ 個人ワーク・グループワーク ・ 発表 	97
新規採用職員研修 (一般職・後期)	職員として行政実務上必要とされる基礎的知識を習得し、基本的な業務遂行能力を身に付ける。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎的知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開と個人情報保護 ・ 行政手続制度 ・ 総合発展計画 ・ 行財政改革推進プラン * 基本的業務遂行能力の取得 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション演習 	101
係長級昇任準備研修	係長級昇任を控え、その期待される役割を自覚し、役付職員に必要な幅広い視野と政策形成能力などを身につけるとともに、その後の職場における実践を踏まえながら、昇任にふさわしい資質と職務遂行能力を培っていく。	係長級に昇任を控えた者	<ul style="list-style-type: none"> * 役付け職員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント演習 * 業務遂行能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成 * キャリア形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアビジョン 	83
課長級研修	管理者としての役割を認識し、目標に向けたマネジメント能力や人材育成能力など、管理者に求められる組織管理能力の向上を図る。	課長級昇任者	<ul style="list-style-type: none"> * 管理者としての役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に向けたマネジメント ・ 職場の健康管理 * 組織管理能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民交流座談会 * 知事講話 	94

(b) 能力開発研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
政策形成能力向上研修	課題の現状分析から政策立案まで、各プロセスにおいて必要とされる能力について学ぶとともに、演習を通じて実践的な政策立案能力を身につける。	主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・政策形成プロセス ・現状分析と問題の構造化の手法 * 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・政策形成演習 	県 9名 市町村 25名 合計 34名
ファシリテーター養成講座◇	問題解決を目的として行うワークショップや会議などの場において、進行役として、より良い結論に向かって多面的な視点からの検討と民主的な合意形成が図られるよう支援することができるファシリテーターを養成する。	(県) 係長級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーションの基礎 * 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・場のデザインの技術 ・対人関係の技術 ・構造化の技術 ・合意形成の技術 	県 27名 市町村 21名 合計 48名
コミュニケーション実践講座	コミュニケーション技法を学ぶことにより、より良い人間関係を築き、組織の活性化に積極的に取り組む姿勢を身につける。自己と他者への理解を深め、個々のコミュニケーションにおける強みや弱みを明確にし、行動課題を発見したうえで、職場の円滑なコミュニケーションを図るために自分がどう行動すべきかを考え、実践する契機とする。	主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの重要性 * 基礎演習 <ul style="list-style-type: none"> ・自己コミュニケーション傾向分析 * 実演演習 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの阻害要因と解決法 	56
地域マネジメント講座◇	住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、マーケティングの理論やその手法を学ぶ。中長期的な視野に立った行政施策の推進を図るために、担当業務を取り巻く環境条件を明確に分析する手法を学ぶ。	(県) 主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・協働とは ・住民と行政の活動領域 * 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・公共マーケティング ・SWOT分析 	県 20名 市町村 27名 合計 47名

(c) 特別研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
OJT指導者育成講座	職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。	職場研修を推進する立場にある者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・職場における人づくり * 演習 <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ・OJTの実践 	56

<p>官民共同ワークショップ◆</p>	<p>県民の満足度を高めるため、市町村、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発・交流を図り、自治体が直面する具体的な政策課題をテーマに、グループによる研修を通して新たな課題解決策を企画・立案する政策形成能力の向上を図る。</p>	<p>(県)係長級以上の者</p>	<p>*基礎講義 *グループ研究 *発表等</p>	<p>県 10名 市町村 6名 民間 9名 合計 25名</p>
---------------------	---	-------------------	-----------------------------------	--

- (注) 1 ◇印は市町村職員と合同
2 ◆印は民間企業等社員及び市町村職員と合同

(ロ) 警察本部

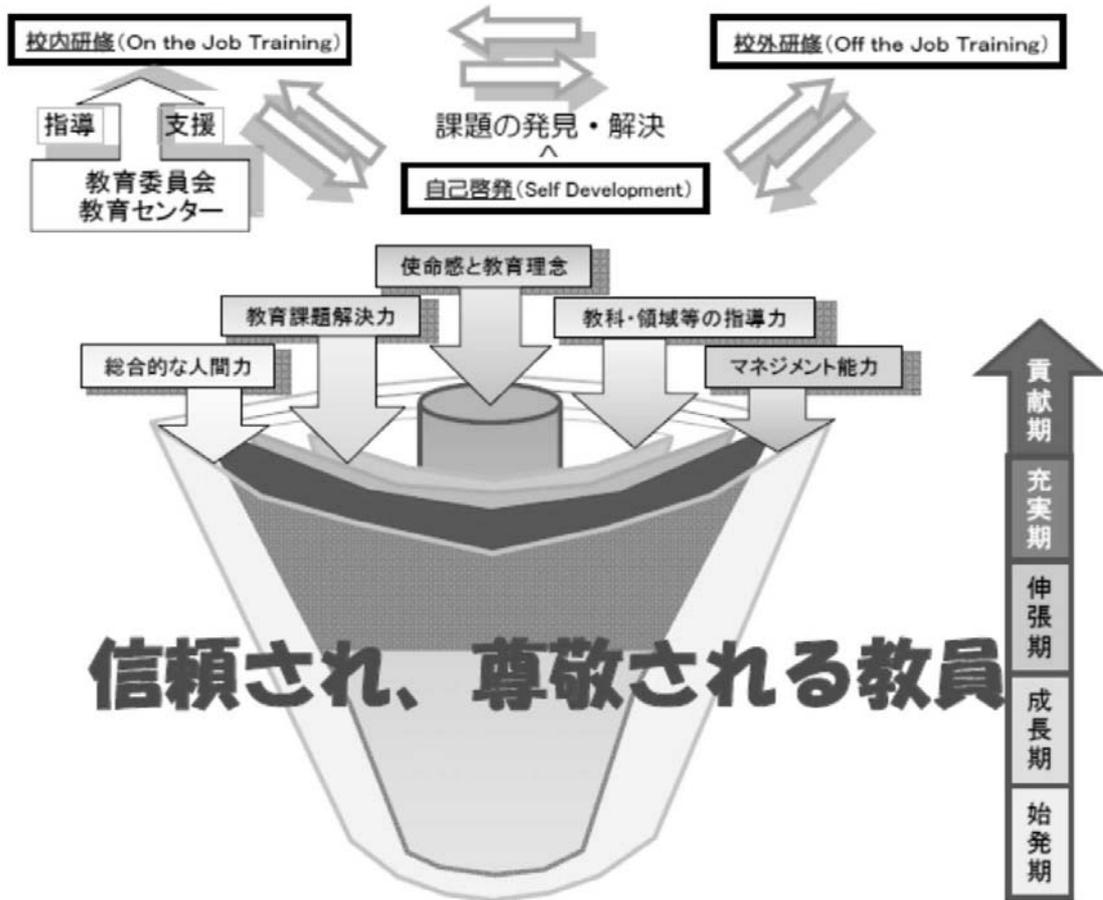
a 研修の内容と実績（主なもの）

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
<p>採用時教養 (警察官)</p>	<p>新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。</p>	<p>新たに採用された巡査</p>	<p>*初任教養 職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等 *職場実習 地域実習及び捜査実習 *初任補修教養 初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの *実戦実習 独立性の強い勤務を通じた補強教養</p>	<p>98</p>
<p>採用時教養 (一般職員)</p>	<p>新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。</p>	<p>新たに採用された職員</p>	<p>職務倫理 法学 基本実務 専門実務 体育・術科 等</p>	<p>6</p>
<p>昇任時教養</p>	<p>警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。</p>	<p>警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者</p>	<p>昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能</p>	<p>9</p>
<p>部門別任用時教養</p>	<p>生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。</p>	<p>生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官</p>	<p>専務員として必要な基礎的知識及び技能</p>	<p>38</p>
<p>各種専科教養</p>	<p>特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。</p>	<p>特定の各分野を担当する警察官又は一般職員</p>	<p>特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能</p>	<p>296</p>

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

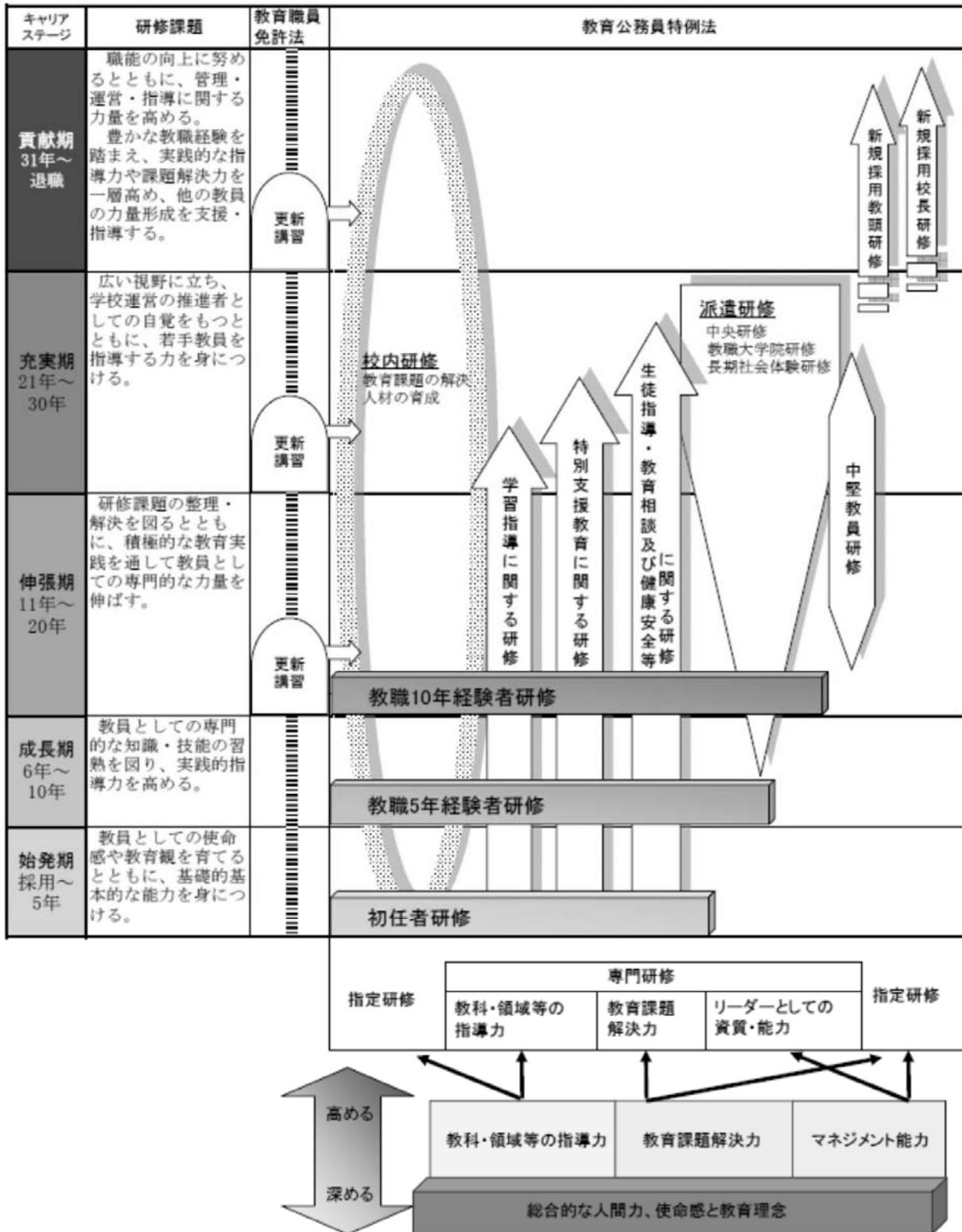
- (ハ) 教育委員会
 - a 研修体系

山形県教員研修体系図 I 【平成24年度版】



研修でつける力	始発期・成長期	伸張期	充実期	貢献期
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力	信念・理念	豊かな人間性・教養	
	コミュニケーション力	幅広い識見	学び続ける姿勢	
マネジメント能力	集団指導力	学年運営力	経営参画意識	法的理解力
	学級経営力	企画力	連絡調整力	職員指導力
教育課題解決力	ICT活用能力・情報モラル		リーガルマインド	
	著作権の知識	指導の積極的な改善	総合的対応力	
	特別支援教育の理解	教育相談力		
教科・領域等の指導力	基礎的授業力	専門性の構築	指導力の還元	
	幼児児童生徒理解力	専門教科の指導力強化	後輩への指導助言力	
使命感・教育理念	教育への情熱・指導力の向上心		教育への造詣	経営理念
	幼児児童生徒への愛情と責任感、公務員としての自覚			経営哲学

山形県教員研修体系図 II 【平成24年度版】



b 研修の内容と実績（主なもの）

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
初任者研修（小・中、特、高校）	実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高める。	新採教員	* 学び続ける教師 * 教科指導、領域指導等	162
教職5年経験者研修（小・中、特、高校）	教員として必要な使命感と教育観の深化を図るとともに専門的な知識と技能を高め、教員としての資質と実践的指導力の向上を図る。	教諭としての在職期間が5年を経過した教員	* これからの教師に求められる新しい指導力 * 教科指導、領域指導等	100
教職10年経験者研修（小・中、特、高校）	個々の教諭等の能力や適性に応じ、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の充実を図る。	教諭としての在職期間が10年を経過した教員	* 中堅教員に求められる指導力 * 各自の課題研修 等	110
新規採用校長研修・学校経営研修	新規採用校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図り、普遍的な教育課題とともに現代的な課題にも対応できる学校経営について研修を深める。	新採校長	* 県教育委員長講話 * 教育関係法規 等	53
新規採用教頭研修・教員倫理研修	学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上を図る。	新採教頭	* 県教育次長講話 * 校種別部会（演習討議）等	47
学校運営基礎講座	高等学校の公務運営に必要な法規と、最新のカリキュラムマネジメントを学び、公務運営に携わる教員の識見とマネジメント力の向上を図る。	高校の校務を中心となって推進する立場の教員	* 校務運営上の法的根拠 * カリキュラムマネジメントについて 等	25
大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	勤務年数が3年以上の教員	* 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	1
教職大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	本県教育を実践的にリードできる教員	* 学習開発コース * 学校力開発コース	20
長期研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	勤務年数が6年以上の教育職員	* 県教育課題を踏まえた個々のテーマに基づく研究 * 教育センター指導主事と共同で行う調査研究	17
長期社会体験研修	教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大。	教職5年経験者研修を修了した教育職員	* 県内の企業、社会福祉施設、社会教育施設及び行政機関等における実習	1
中央研修	各地域の中核となる校長・教頭等の育成。	校長・教頭・指導主事・中堅教員	* 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習	29

ロ 勤務成績評定制度の概要

(イ) 全部局共通

a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否及び昇給させる場合の昇給の号級数を決定している。

b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 知事部局等

平成18年度から能力・姿勢評価と業績評価を柱とした人事評価制度について、課長補佐級以上を対象として行っている（課長補佐級は試行）。

(ハ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評価を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ニ) 教育委員会

教員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教員ごと11月1日に所属長が原則として各教員の1年間の勤務成績を評価する。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成24年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 	県
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（原則40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人科検診（子宮がん検診(20歳以上の希望者)） ・同（乳がん検診(41歳以上の奇数年齢の希望者)） 	県
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●指定型（50歳の職員） ●準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員） ●上記以外（35歳以上で希望する職員） ※全て1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師及び臨床心理士、メンタルヘルスコординーター、保健師による面接） ●はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関による面接、電話相談 随時） ●地共済こころの健康相談窓口（共済本部の専用電話回線にて予約を受け、専門スタッフによる面談あるいはWEBによる相談） ●職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコordinーター、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動） ●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等） 	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの <ul style="list-style-type: none"> ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの <ul style="list-style-type: none"> ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 	<ul style="list-style-type: none"> ●会員療養給付金 ●長期療養見舞金
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●出産費 390,000円 （産科医療補償制度対象分娩） 420,000円 ●出産費附加金 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ●出産祝金 30,000円

職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料 50,000円 ●弔慰金 ●遺族共済年金 	<ul style="list-style-type: none"> ●弔慰金 300,000円～385,000円 ●遺児育英資金 100,000円～300,000円
-----------	---	---

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
住宅介護対応住宅加算	300万円	2.40%	

（注） 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(ロ) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・眼底検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 	県共済組合
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（35歳以上の職員） ・大腸がん検診（35歳以上の職員） ・肺がん検診（50歳以上の職員） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同（乳がん検診（40歳以上の奇数年齢の希望者）） 	県共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者 ※全て1泊2日 	県互助会
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ●40歳以上の有所見者 	共済組合
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ●外部カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時） ●電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談・介護情報相談） ●メンタルヘルス研修（職員向けセミナー） 	県共済組合互助会

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関等に支払うもの <ul style="list-style-type: none"> ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの <ul style="list-style-type: none"> ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 	<ul style="list-style-type: none"> ●長期療養見舞金
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●出産費 390,000円 （産科医療補償制度対象分娩） 420,000円 ●出産費附加金 <ul style="list-style-type: none"> 第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子 100,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ●出産祝金 20,000円
職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 50,000円 ●弔慰金 ●遺族共済年金 	<ul style="list-style-type: none"> ●弔慰金 300,000円 ●遺児育英金 300,000円

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住 宅 貸 付	給料月額×75 (他の貸付を含む合計額)	2.78%	共済組合
介 護 住 宅 貸 付	300万円	2.52%	

(注) 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要（主なもの）

事 業 名	事 業 の 概 要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 	県
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（原則40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人がん検診（子宮がん検診（希望者）） ・同（乳がん検診（40歳以上の偶数年齢及び昨年度未受診の奇数年齢の希望者）） 	県 共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●指定型（40歳、50歳、55歳に達する組合員） ●希望型（35歳以上で希望する組合員 ただし、40歳、50歳、55歳に達する者を除く） ※1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルス 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルス相談 本庁及び各教育事務所管内に相談窓口を設置 ●教職員健康相談24 共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付 ●面談によるメンタルヘルス相談 共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面談相談を受付 ●一般教職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催 ●管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催 ●復職支援プログラム事業 精神疾患により長期休業している教職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練及び復帰後のサポートを実施 	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事 項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 ●障害共済年金 等	●会員療養見舞金
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ●出産費附加金 50,000円 	●出産見舞金 50,000円
職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 25,000円 ●弔慰金 ●遺族共済年金 	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料 50,000円 ●会員弔慰金 1,200,000円 ●遺児激励金 100,000円～300,000円

c 貸付事業の概要(主なもの)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.72%	共済組合
介護構造貸付	300万円	2.46%	

(注) 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

ロ 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況

(件)

	平成23年度	平成24年度	増 減
公務災害	258	269	11
通勤災害	15	15	
計	273	284	11

(ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

	平成23年度	平成24年度	増 減
補 償 (注1)	125,246,204	157,607,244	32,361,040
福祉事業 (注2)	41,263,437	46,873,833	5,610,396
計	166,509,641	204,481,077	37,971,436

(注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援護金などがあります。

2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

イ 平成24年度競争試験の状況

種類	区分	申 込 者	受 験 者 (a)	合 格 者		倍 率 (a/b)
				1 次	最終 (b)	
大学卒業程度		973人	750人	200人	103人	7.3倍
短大卒業程度		22人	22人	15人	8人	2.8倍
高校卒業程度		158人	131人	38人	23人	5.7倍
警 察 官		1,082人	848人	357人	103人	8.2倍
市町村立学校事務職員		37人	33人	10人	4人	8.3倍
合 計		2,272人	1,784人	620人	241人	7.4倍

ロ 平成24年度選考の状況

区 分	合 格 者
採用選考	145人
昇任選考	601人

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会及び県知事に対して、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うものである。

平成24年度においては、10月4日に、職員の給与の改定を行わないことが適当であることや昇給・昇格制度の改正等について、報告及び勧告を行っている。

イ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成24年10月4日）

(イ) 勧告の内容

a 昇給

昇給制度については、55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給しないこととし、勤務成績が特に良好である場合の昇給についても昇給幅を抑制するものとする。

b 平成25年4月1日における号給の調整

平成25年4月1日に、同日において37歳に満たない者にあつては最大2号給、37歳の者にあつては最大1号給、それぞれ上位の号給に調整すること。

c 改定の実施時期等

aについては、平成24年の人事院勧告に基づき国家公務員に対してとられる措置に準じて実施すること。

bについては、平成25年4月1日から実施すること。

(ロ) 報告の内容

a 給与決定の諸条件

(a) 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間の489事業所のうちから、無作為に抽出した143事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、平成24年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

民間給与	職員給与	較 差	
		金額	比率
378,934円	378,983円	△49円	△0.01%
	(377,724円)	(1,210円)	(0.32%)

(注) 1 行政職給料表適用者平均年齢43.8歳。()内は、特例条例による管理職手当の減額措置後の数値

2 県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与をもとに、職種、職位、学歴、年齢など、給与決定要素を同じくする者同士を比較

(b) 国家公務員との給与比較

平成23年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレース方式で比較すると国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.0となっている。

b 給与の改定について

(a) 月例給

職員の給与と民間給与の較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(b) 期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数と民間の特別給の支給月数は、均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

c その他の報告事項

(a) 昇格制度の改正

昇格制度については、高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するように昇格後の号給を設定する。実施時期については、人事院勧告・報告に基づき国家公務員に対してとられる措置に準ずるものとする。

(b) 給与構造改革における経過措置額

給与構造改革における経過措置額については、国において廃止することとされたことを踏まえ、廃止することが適当と考える。

廃止の時期等については、国の取扱いを基本に他の都道府県の動向や本県職員の状況等を考慮しながら、引き続き、検討を行う。

(c) 公務員の高齢期の雇用問題

人事院は、平成23年9月、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて国家公務員の定年を段階的

に65歳に引き上げること等を内容とする意見の申出を行った。

その後、平成24年3月に国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部合同会合において決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」では、雇用と年金の接続について、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には、任命権者は再任用を行うものとする事とされた。

本県としても、国家公務員に係る取扱いの動向や、地方公務員法改正の検討状況、他の都道府県の動向に留意しながら、雇用と年金の接続について適切に対応する必要がある。

(d) 能力・実績に基づく人事管理

本県では、複雑化・多様化する行政課題に対応し、県民の期待に応えていくための手立ての一つとして、知事部局等において人事評価制度を導入し、評価プロセスを通じた職員の能力向上と意識改革、組織目標の達成等に活用している。

任命権者においては、職員の士気の高揚などに留意しつつ、制度の定着と信頼性を高める取組みを引き続き推進していく必要がある。

(e) 勤務環境の整備

・ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

任命権者においては、超過勤務の縮減のため、業務の見直しをより一層徹底するとともに、引き続き年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

・ 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。

本県では、山形県子育て基本条例を制定するなど、県を挙げて仕事と生活の調和に向けた取組みを推進しており、職員についても、職員子育て支援プランを策定し、職場環境づくりに取り組んでいる。

男性職員の育児休業取得率は、いまだ低い状況にあることから、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要である。

任命権者においては、育児や介護に係る支援制度の周知や職員の意識啓発に努めるなど、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

・ 心の健康づくりの推進

心の疾病が増加傾向にある中、職員の健康管理の観点からは、とりわけ心の健康づくりが重要な課題である。任命権者においては、心の疾病の予防、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰及び再発防止のための取組みを、引き続き総合的に進めていく必要がある。

なお、病気休暇の期間の取扱いについては、国における見直しや、他の都道府県の動向を踏まえ、本県においても検討する必要がある。

(f) 地方公務員制度改革

国家公務員制度改革については、平成23年6月、国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出された。

地方公務員の労働基本権の在り方については、国家公務員の労使関係制度と整合性をもって検討することとされており、総務省を中心に検討が行われている。

地方公務員制度改革は、現行の地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えるものであり、本県においても、国の検討状況等を注視していく必要がある。

(h) 勧告の取扱い

a 昇給

昇給制度の改正については、国において、平成25年1月1日からの実施は見送られており、本県においても実施されていない。

b 平成25年4月1日における号給の調整

平成25年4月1日における号給の調整については、勧告のとおり実施された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措

置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成24年度処理状況

平成23年度末 係属件数	平成24年度中 要求件数	平成24年度中処理件数		平成24年度末 係属件数
		却下	判定	
1	0	0	1	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成24年度処理状況

平成23年度末 係属件数	平成24年度中 申立件数	平成24年度中処理件数		平成24年度末 係属件数
		却下	判定	
2	0	0	0	2

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人みらいず
 - (2) 代表者の氏名
進藤 進
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市下安町3番地の5
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障がいをもつ人や、誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前を送ることができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営鈴川第二アパート4号	山形市鈴川町三丁目17-22	3K	44.4	1	一般用	12,100	14,000	16,000	17,900	17,900	17,900	17,900	3月分の家賃に相当する額
同 5号	同 17-17	同	44.4	2	同	12,300	14,300	16,300	17,300	17,300	17,300	17,300	
同 桜町アパート2号	同 桜町四丁目12-20	3DK	64.2	1	同	21,000	24,300	27,800	31,300	35,800	41,300	41,300	
同 宮町アパート3号	同 宮町二丁目8-28	同	62.6	1	同	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	41,900	
同 土屋倉アパート3号	上山市美咲町二丁目3	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700	26,700	
同 長清水アパート5号	同 長清水一丁目10-15	同	67.7	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200	42,200	
同 8号	同 10-18	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	22,600	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300	44,300	
同 天童駅西アパート1号	天童市駅西二丁目2-27	同	64.2	1	一般用	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800	37,800	
同 天童駅南アパート2号	同 田鶴町四丁目18-22	同	73.1	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,200	48,900	48,900	
同 塩水アパート1号	寒河江市大字寒河江字塩水46-1	同	70.7	1	同	23,900	27,500	31,500	35,500	40,600	46,900	46,900	
同 6号	同	同	70.7	1	同	24,200	27,900	31,900	36,000	41,100	47,400	47,400	
同 左沢アパート	西村山郡大江町大字藤田字藤田原264-3	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	26,500	
同 東根中央アパート2号	東根市中央四丁目3-2	同	64.2	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500	38,500	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年10月3日から同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし郵送の場合は、平成25年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成25年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下の者	収入が123,000円を 超え139,000円以下の者	収入が139,000円を 超え158,000円以下の者	収入が158,000円を 超え186,000円以下の者		収入が186,000円を 超え214,000円以下の者	
県営美原アパート1号	鶴岡市美原町18-1	3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 74.2 平方メートル	1	一般用	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	3月分の家賃に相当する額
同3号	同19-23	同	1	同	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,600	
同川南アパート1号	酒田市若宮町二丁目1-1	2DK	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400	
同2号	同1-2	同	1	同	15,600	18,000	20,600	23,300	26,600	30,700	
同川南住宅3号	同1-3	同	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同川南アパート5号	同1-5	3K	1	同	17,000	19,600	22,500	25,400	29,000	33,400	
同東泉アパート2号	同東泉町四丁目15-22	3DK	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同鳥海アパート3号	同富士見町三丁目2-118	同	1	同	22,200	25,700	29,400	33,100	37,900	43,700	
同	同	同	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,900	44,800	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年10月7日から同月11日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成25年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成25年12月上旬

平成25年9月27日印刷
平成25年9月27日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056